

○ 少年補導員の運用要領の制定について（通達）

令和4年3月7日人少甲達第15号
石川県警察本部長から関係所属長あて

対号 令和元年11月29日付け少甲達第59号「少年補導員の運用要領について（通達）」

少年補導員の運用については対号に基づき推進中のところであるが、この度、一部見直しを行い、別添のとおり運用要領を定めたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、対号は施行をもって廃止する。

別添

少年補導員の運用要領

1 任務

少年補導員は、警察と協働して次ぎに掲げる業務をそれぞれ行うものとする。

- (1) 非行少年等（少年警察活動規則第2条6号から第10号に定めるものをいう。）の発見補導
- (2) 少年の規範意識の向上等に資する活動
- (3) 有害環境の浄化に資する活動
- (4) その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

2 委嘱

(1) 委嘱者

警察署長の推薦により、警察本部長が委嘱する。

(2) 推薦方法

警察署長は少年補導員推薦書（別記様式第1号）により、警察本部長に対し推薦するものとし、その際には、あらかじめ学校、関係機関・団体、その他の地域における既存団体代表者等の意見を聞くなどの方法により、適任者が選出されるよう配慮すること。

また、選出に当たっては一定地域の居住者に偏らないよう配慮し、原則として交番・駐在所単位に若干名が分布されるように配慮すること。

(3) 資格要件

少年補導員の人選に当たっては次の要件を満たす人物を委嘱すること。

- ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- イ 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- ウ 健康で実行力を有すること。
- エ 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
- オ 地域の実情に精通していること。

(4) 委嘱方式

委嘱に当たっては、委嘱状（別記様式第2号）、少年補導員証（別記様式第3号）、記章（別記様式第4号）を交付して行い、少年補導員委嘱簿（別記様式第5号）に登載する。

3 少年補導員の任期

任期は原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、補充の少年補導員の任

期は前任者の残存期間とする。

4 少年補導員の定年

定年は75歳とする。ただし、委嘱時75歳未満であれば、75歳を過ぎても活動できる。

5 解嘱

少年補導員にその任務を遂行することに適さない事由があると認められるときは、任期中にかかわらず、解嘱することができる。

任務の遂行に適さない事由とは、長期の療養を要する疾病にかかったとき、又は法令に触れる行為があったときはもとより、社会道徳上にも少年補導員としてふさわしくない行為があったと認められる場合も含まれる。

6 少年補導員委嘱数

(1) 少年補導員の委嘱数はおおむね500名とする。

(2) 各警察署ごとの少年補導員委嘱概数は、管轄区域内の少年人口数、面積、少年を取り巻く各種の環境、非行少年等の居住分布状況等諸般の実態を考慮して定めたもので、警察署別少年補導員委嘱概数表（別表）のとおりとする。

7 連絡会の運営

少年補導員の知識及び技能の向上、非行防止、保護、支援活動等の効果的な実施について連絡協議するため、警察署単位に少年補導員連絡会（以下「連絡会」という。）を組織する。

(1) 構成

ア 警察署の管轄区域内の少年補導員及び少年指導委員（以下「少年警察ボランティア」という。）によるものとする。

イ 連絡会を代表するものとして、会長のほか、副会長を置くものとし、構成する少年警察ボランティアの互選によるものとする。

(2) 連絡会の開催

連絡会は、定期的に行なわれるほか、警察署長の要請により、又は会長が必要と認めた場合等に随時開催すること。

8 運用上の留意事項

(1) 少年補導員の人選に当たっては、補導に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため実践活動が消極的である、あるいは必要以上の干渉にわたる者が選出されることがないように留意し、真に地域の住民から信頼され、尊敬される者が選出されるよう慎重を期すこと。

- (2) 少年補導員を委嘱した場合には警察署単位等に参集を求め、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的な心構え等について十分教養を実施するほか、連絡会等の開催日をとらえて、随時必要な教養を実施すること。
- (3) 少年補導員は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものでないことを徹底し、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。

また、少年警察活動を行うに当たり、協力を依頼する際には、当該少年補導員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、これらの活動に少年補導員に対して協力を依頼する際は、当該少年補導員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

- (4) 少年補導員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないように徹底すること。

なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年補導員に伝えるようにし、また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

- (5) 少年補導員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。

9 報告

警察署長は少年補導員の活動実施結果、少年補導員に対する指導教養実施結果について、警察本部長に次のとおり報告するものとする。

種 別	区 分	報 告 期 日	報 告 様 式
活動実施結果	半年報	7・1月の10日	少年補導員街頭活動実施 状況報告書 (別記様式第6号)
講習・研修会実施結果	半年報	7・1月の10日	講習・研修会実施状況書 (別記様式第7号)

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

別表

警察署別少年補導員委嘱概数表

警察署	委嘱概数	警察署	委嘱概数
金沢中警察署	70	白山警察署	65
金沢東警察署	55	津幡警察署	30
金沢西警察署	55	羽咋警察署	30
大聖寺警察署	40	七尾警察署	30
小松警察署	40	輪島警察署	30
能美警察署	25	珠洲警察署	30
		計	500

第 号

委 嘱 状

殿

あなたを少年補導員に委嘱します


委嘱期間は 年 月 日 から

年 月 日までとします

年 月 日

石川県警察本部長

別記様式第3号

<p>少年補導員証</p> <p>石川県警察本部長委嘱 第 号 有効期限 年 月 日</p> <p>顔写真</p> <p>氏 名 石川県少年補導員連絡協議会</p>  <p>委嘱年月日</p>
--

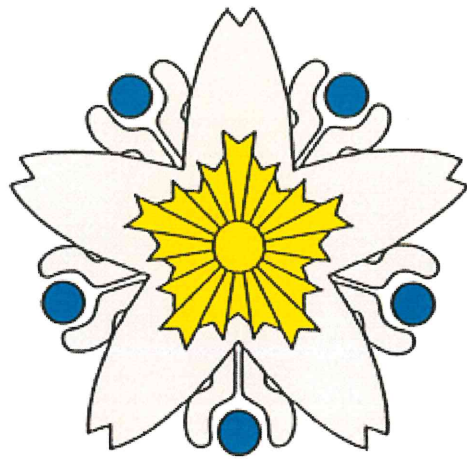
(表面)

<ol style="list-style-type: none">1 少年補導員は、この証を必ず携帯し、必要のあるときは関係人に提示すること。2 この証は、他人に貸与し、または譲渡しないこと。3 この証を紛失または損したときは速やかに発行者に届け出ること。4 この証は、少年補導員の身分を失ったときは、発行者に返納すること。
--

(裏面)

大きさは縦8.8センチメートル×横5.2センチメートル

別記様式第 4 号



記章

(2) 犯罪少年、触法少年（刑法犯）発見人数

学職 罪種	計	学生・生徒					有職少年	無職少年
		小 学 生	中 学 生	高 校 生	他 学 生	小 計		
粗 暴 犯								
窃 盗 犯								
そ の 他								
計								

(3) 有害環境浄化活動

活動内容	実施 件数	従事人員	
		少年補導員	少年指導委員
有害図書等点検活動			
フィルタリング要請活動			
その他（ ）			

(4) 広報啓発活動

活動内容 (街頭キャンペーン、 挨拶運動等)	実施日	実施 場所	従事人員	
			少年補導員	少年指導委員
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			

(5) 社会参加活動

活動内容	実施 件数	従事人員	
		少年補導員	少年指導委員
スポーツ活動			
環境美化活動			
その他（ ）			

